

【フォークリフト運転技能講習】各区分で免除対象業務経験・免除科目・免除時間

※普通、大型、中型、準中型などの運転免許証をお持ちの方は**B区分(31時間講習)**となります。

区分	受講の免除を受けることができる者	免除科目	免除時間	講習時間
A	道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の大型特殊自動車免許(カタピラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とするものを除く。)を有する者又は同項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許若しくは大型特殊自動車免許(カタピラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とするものに限る。)を有し、かつ、3月以上フォークリフトの運転の業務に従事した経験を有する者	フォークリフトの走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 フォークリフトの走行の操作	学科4時間 実技20時間 計24時間	学科7時間 実技4時間 計11時間
B	道路交通法第84条第3項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許(カタピラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とするものに限る。)を有する者	フォークリフトの走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	学科4時間 計4時間	学科7時間 実技24時間 計31時間
C	6月以上フォークリフトの運転の業務に従事した経験を有する者	フォークリフトの走行の操作	実技20時間 計20時間	学科11時間 実技4時間 計15時間
D	上記いずれも該当しない者			学科11時間 実技24時間 計35時間